

令和元年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 令和元年 10 月 28 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 場 所 宮城県庁本町分庁舎（漁信基ビル）7 階 702 会議室

3 出席委員（8 人）

(1) 常任委員（8 人）

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	山形大学	人文社会科学部 准教授
太田 宏	東北大学	高度教養教育・学生支援機構 助教
永幡 幸司	福島大学	共生システム理工学類 教授
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
山本 和恵	東北文化学園	科学技術部建築環境学科 教授
山本 玲子	尚綱学院大学	名誉教授
由井 正敏	一般社団法人	東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：1 人

4 会議経過

(1) 開会 司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））

本審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されており、常任委員 13 人中 8 人の出席のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶（渡邊環境対策課長）

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

この度の台風 19 号では、県内各地に甚大な被害をもたらしております。環境影響評価の審議案件に係る事業区域においても、林道の崩落や濁水の流出等があった旨の報告を受けております。現時点では周辺住民等への直接的な被害など重大な被害情報は報告されておきませんが、台風被害の状況につきましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

さて、本日の審査会の案件につきましては、「（仮称）宮城加美風力発電事業準備書」の答申の審議を予定しております。また、報告事項として、環境審議会における審議内容について御報告いたします。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、専門的技術的見地からの十分な審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開

会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願いいたします。

【山本会長】

それでは、審議事項『(仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書について』、参考人の方をお願いします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

資料 1-1 について説明。

【参考人】

資料 1-2, 資料 1-3 について説明。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。この件について、欠席委員からの意見はなにかありましたか。

【事務局（渡邊技術主査）】

特にございませんでした。

【山本会長】

はい。これからの審議の方法ですが、冒頭事務局が申し上げましたとおり、希少種の生息場所の特定につながるような審議となります場合は、傍聴者に退出頂く必要がございます。その場合は委員の方からそれに関連する発言である旨を事前にお伝えいただきますようお願いいたします。後ほどまとめて審議させていただきます。それでは質疑に入ります。

【由井委員】

追加質問に対する回答のところですけど資料1-2の⑥。コウモリのLED照明の調査について、実施したということですけど、その結果がこの図書の何ページに載っているかを教えてください。

【参考人】

準備書の中では、具体的に記載されていないのですが、バットディテクターの補足的にLEDライトで調査を行ったというかたちで、調査手法の中には記載させていただいておりますが、結果については記載してございません。

【由井委員】

いずれ何羽かは、LED照明の中で補足されたということです。それで、まず、その結果については、できれば評価書で、どういう方法でやって何羽、何時間当たりで記録されたというのを出して欲しいと思います。こういうデータを積み重ねていって初めて、そのライトに照らし出された個体数が、一定空間当たり何羽という数字が出て、それが事後調査の衝突数と比較して、初めて衝突の確率とか予測に繋がるわけですね。だから、データをどんどん積み重ねないといつまでたっても正解がわからないわけです。それでライトにつきましては、どういう機種のライトで、高度Mつまり回転ブレードの範疇を照射した場合に、半径何メートルぐらいのところが照らされているか、というのを明記して欲しいと思います。まずそれは評価書で要求したいと思います。それから次に⑦ですね。クマタカのことですが、どこにいるとかいないとかの話ではないので、説明だけで質問いたしますけども。バードストライクの予測数は、0.029 個体/年ということになって、それは事業者回答で、7で0.202を除いた値だということですけど、番数3ペアとフローター4個体を足すと7ですけれども、番数と個体を足すのはちょっとおかしいので。まず個体に揃えとすれば、番数が3ペアですから6羽ですよ。それから、個体はフローターが4羽いるから計10個体いますので、10で割るのが、まず正解です。そうしますと0.0202 個体になるんですが、これをまた逆算して、ペア当たりで、一応フローターも2ペアとみなして、単純に5ペアで割れば、或いはペア当たりで直せば0.0404 個体になりますね。これが正解なんです。これも直して欲しいと思います。0.0404 個体というのは通常その番当たり、0.05羽当たると20年間で、1羽当たってしまう危険水準にやや近いので、引き続きクマタカの個体が当たらないように様々な改善はしていただきたいと思います。それからカケスの渡りの際の衝突確率は出していただいております。これ多分日本で初めて出てきた数字だと思います。非常に少ないので。カケスはふわふわ飛んでいて当たりやすいと思っていたけど、少ないことがわかりました。最後の⑨ですけど、カットイン風速3m以下であれば、風車が回らないということなんです。風車が4mとか5mぐらいでも、まだコウモリが結構飛ぶことが多くて、事後調査で衝突個体数はモニターされると思いますけど。その時にもし衝突数が多いということになった場合に、そのカットイン風速は特に8月から9月によく当たるんですけども、そのカットイン風速は遠隔操作で、ある時期に変更できるんですか。それとも現地で手動で行うんですか。

【参考人】

遠隔操作でできます。

【由井委員】

ということは、それがいつでもできるわけだ。それはいいですね。事後調査で、当たりやすい時期というのは分かっていますので、日本全体のこれまでの、実際の風車の衝突数はNEDOが調査していますので、8月、9月に一番当たりますよと。その時期に、そちらの風車が運転開始した時に、かなり当たるということが分かった場合はそのカットイン風速を早い方に持っていくように、ぜひ行っていただきたいので、それは心づもりとして持っていて欲しいと思います。

【平野委員】

この環境アセスメントって、何しに行っているかというのを事業者の見解を聞きたいんですけど。特に景観の項目、ほかの部分もそうなんですが、評価書で頑張りますという話になっていて、決して我々よくできた評価書を作りたくて審査しているのではなくて、少しでも環境や景観と、風力発電とが調和して、どちらもうまくいくように考えていただくために行っているという認識でいるんですけども、それで間違いはないですか。

【参考人】

お話いただいた内容で、間違いはないです。

【平野委員】

そうしますと、景観に関してですが、いくつか眺望点選定していただけてますが、この中で一番重要な眺望点はどこですか。

【参考人】

「重要な眺望点というところ、ここ」と順位付けはなかなか難しいところがありますけれども、といますのは眺望点によって利用特性が違っていて、観光客の方々が利用される地点、あとは地域の住民の方がよく利用される地点。また、その地域の中でもまた特定の集落がというかたちがあるので。

【平野委員】

では、大きく分けて構いません。観光客にとって一番大事なところはどこで、地域住民にとって一番大事なところはどこですか。

【参考人】

観光客にとって一番大事なのは、やくらいリゾートのあたりかなと感じております。あとは、今後、漆沢ダムの方も今いろいろと観光客の誘致をされているようなので、そちらの方も、観光客という観点での地点になるかなと思います。

【平野委員】

そうすると、地元の方々にとってはなるべくない方が良いでしょうけど、観光客にとっても同様で、特にやくらいリゾートに来られる方は薬菜山の景観を楽しみに来ているんであって、基本的には風車が邪魔になることは極力避けていただいた方がいいと思います。そうでないと、例えば、四季折々に薬菜山は観光客を集めていますが、写真撮った時になんか風車が動いている。誰だ、あれを建てたのはという話がおそらくされるようになる。長期的に見るとそれによって観光客が減る可能性も抱えています。なので、やはりやくらいガーデンから見えないことはとても大事な配慮です。見ますと、風車の11番と14番が見えてしまうということなのですが、例えば925ページで、方法書からどう変えたかという配置計画がございますけれども、一番見えるのは11番、最も端にあるものなので、11番をやめて5番と6番の間に1本建てる。基数を変えずに、14番は少し見えるだけになりますよね、やくらいガーデンから。これは他の項目を見てもそんなに影響ないですし、11番のところで行き止まりですので、工事用道路の延長も短くなりますし、いろんな意味で良くなりそうなのですが、5番と6番の間、風車の密度下げられる理由はなんですか。

【参考人】

この5号機と6号機の密度を低くしたことにしましては、主風向が西から吹いてまいりますので、5号機と6号機の間にある黄色い丸の点線は、ここに設置してしまうと、そこで発電量がかなり悪くなってしまうことと風車の性能として活かしきれず故障もかなり多くなるのではというところで、メーカーから、ここに設置するのは推奨されないというような意見をいただいております。そのため、他の風車と比べ、離隔を取らせていただいているというような状況でございます。

【平野委員】

5号機も含めて再調整して、この辺に2基は建たないんですか。要は、どうしても11号機はやめたほうがいいんじゃないかと思いますが。基数減らすのは事業採算にも影響しますので、なるべくそのままの基数で配置することが、まだなんとか可能な気がするのですが、それはいかがですか。14号機だけぐらいただったら、フォトモンタージュを見てもちらっと見えているだけです。いいんですけど、やはり11番の場所で動かされると、写真撮った時に端っこでクルクル回っているのが見えてしまう状況になりますので、そこはできれば回避措置を取っていただいた方が、お互いのためかなと思ったのですが。

【参考人】

環境面から、5番6番の辺りの話なのですが、先ほどちょっと景観の近景の時に説明させていただいたように、近景の漆沢ダムと漆沢の集落の方からの眺望点で、やはり近景で見えるところの風車の数を極力減らして、分散させているというような保全措置を取らせていただいております。

【平野委員】

その時に、おそらく視点場の重い軽いを考えておられないと思うんです。やはりやりやらいガーデンからの薬菜山の景観というのが、圧倒的に重要で、漆沢ダムはダムです。自然に大きく手を加えた新しい景観なわけですから、その新しい景観のところに、風力発電施設という新しい景観が生まれるのはそんなに違和感ないので、重い軽いを考えていただいて、主風向から右に2つ並ばないというのは、5号機もずらせば並ぶような気もするんですが、少し足掻いてみてくださいませんか。そうでなければ、11番は思い切って止めて、基数が減るというのも覚悟いただいた方が、これ実は中長期的に見てお互いにとってハッピーだと思います。

【参考人】

もう1点補足ですが、今、景観的な観点のお話と、北側に漆沢集落がございまして、風車から出てくる騒音の影響ですとか、風車の影といった観点から、なるべく近場の風車の数を抑えて、分散させたいというような意向もございまして、その辺も含めて配置の検討を準備書段階でさせていただきます。

【平野委員】

5号機と一番近い住宅との距離はどれくらいですか。ということで景観的には、11号機の位置はぜひ避けていただきたい。避けていただきたいというのは、宮城県の景観にとってもそうですし、御社にとっても。写真撮るたびに邪魔だなと、誰が建てたんだとすぐに調べられちゃうので。それで御社の評判が下がる可能性もありますから、お互いにとってハッピーになるソリューションを目指していただければと思います。確かに集落も近いので、全体的な密度のコントロールとか基数を諦めるとか、もう一粘りしてくださいませんか。ほぼ完全に回避できる状況を、画竜点睛を欠くというか。1基だけこれだけ見えてしまうのは残念ですので、景観に関して言えば、漆沢ダムのところは別に見える基数が増えたとして問題ありません。ただ、住宅への配慮は必要ですので、ただこの住宅もどれくらい空き家なのか調べておられますか。全部は住んでないですよ。

【参考人】

全ての集落を確認しているわけではないんですけども、漆沢集落の皆様には、適宜住民説明会を行っておりまして、空き家がかなり多いという認識は、定量的でなくて恐縮なんですけども、あまり持っていません。住んでいらっしゃるというような認識です。

【平野委員】

いずれバランスは取らなくてはいけない案件ですので、御考慮いただければと思いますけれども。基本、薬菜山の写真を撮ったら風車が動いているという事態は11号機だけが招いている気がしますので、御検討いただければと思います。

別な話に移りますけども、先ほどの回答で気になったんですけど、ダムの専門ではありませんが、⑱の回答ですかね。時間雨量の話で、林野は10年確率で良いということですが、過去10年間の雨量を設定しておりますと書いておられますけど、確率降雨の考え方は、過去10年を調べてという話ではなくて、もっと長い時間調べて確率降雨は決めているのではないんですか。

【参考人】

防災調整池ですとかそういった観点では、いろいろ考え方がある中で、30年確率とかで見ている場合もあるかと思います。

【平野委員】

いや、そうではなくて、10年確率とか30年確率というのを算出する根拠のデータは、あるだけの最大限のデータを用いて、たしかポワソン分布だったと思いますが、当てはめて、何年に1回の雨という話であって、過去10年間を調べましたってだけで10年確率が分かるわけではないと思うんですが。なぜ過去10年で10年確率が分かるんですか。サンプルをもっと取らないとダメではないですか。

【参考人】

10年のデータから推測して10年確率。

【平野委員】

それは10年の実績値であって10年確率ではないですよ。だから、10年のデータを取ったから大丈夫という書き方をしている、これは評価として間違っているの直してください。

【参考人】

ちょっと語弊があったら恐縮ですけれども、こういうやり方で、風力発電アセスの方を、経済産業省で一律ご指導いただいているやり方の中で今行っていますので、経産省にも確認させていただきながら、評価書で対応したいと思います。

【平野委員】

私は河川や下水の確率降雨しか知りませんので、林野の考え方は分かりませんが、一般的にこれは確率降雨とは言いません。単なる頻度です。

【石井委員】

平野委員の質問に関係しているんですけど、薬菜山に登ると、これはまるっきり見えるんですよ。

【平野委員】

いや、頂上が生い茂っていて全然見えないので、影響ないということです。

【石井委員】

生い茂ってるのは、薬菜山がですか。

【平野委員】

はい。

【石井委員】

いや、見えないことはないですね。今我々が薬菜山の頂上に行って、ドローンを飛ばして、その辺を調べるっていうことを行っているんですけど、山の頂上は平らになっているから、これから下を見るように、薬菜山は下がスキー場なんですよ。そこから木が生えているんですよ。

【参考人】

薬菜山は私も実際に登ったことがあります、確かに石井委員のおっしゃる通りに見える地点はございますが、風車とは反対側の地点が見えるという認識でございますので、影響はないかと考えております。

【石井委員】

将来的に、薬菜山が、ハングライダーとかいろんなことを行くと、上の山を伐ってしまって、そこから降りてくるのがちょうど良いところですよ。だから、将来的に考えると、伐った場合に、今は木が茂っているから見えないけど、将来見えるということは考えた方が良くはないかなと思うんです。その時に、いつも思っているんですけど。風車がいいかげんに配置されているんですよ。それを、こちらから見たら美しく回っているようにするとか。青森県に行くといいかげんにグルグル回って、あっちこっち向いて、やっぱりそれは違和感を与えるんですよ。でも綺麗に回っていればなかなか良いものだなと思う場合もある。作るのだったら、その辺も考えて欲しいなと思います。あと、色とか、そうするともう結局高いところに行ったら絶対見えるわけだから、見えたならば、見えるところからなるべく美しく、そういうふうに行う工夫はしているんですかね。

【平野委員】

いや、この地形で整然と並べるのは無理なので、難しいと思います。

【石井委員】

そこを、上手くやるとね。そこが一つと、あと全般的事項で、当該区域で事業を行うことの必要性について、書いてあるとなっているけども、どこを見ても分からない。どこに書いてあるんですかね。

【山本会長】

石井先生はこれについては、(以前の審議で) 事業を行うことについて適切な記述を加えなさいというような御発言をなさったと思います。

【石井委員】

そのことが書いてないので、しっかり書いて欲しい。もう一つは、放射能を測る場合ですけど、国が土の中の汚染土壌を測る時に 5cm とか 10cm とか一纏めで測っているんですよ。それでいくつだったと。これ基本的に、2011年頃の話で。今そんなことしたら

まやかashiになってしまふ。1cm か 2cm くらいの表面を測つてやると、表面がどれくらい汚染されているかというのが分かる。そういうデータを測るといふうにして、ただ測る予定ですよと書いてあるけども、深さも考慮して測る予定ですよとしてもらいたい。そうすると、工事によってどれだけ流れるかが分かると思います。工事を行った時に雨が降つて、さらけ出した表面の土が下に流れていってホットスポットを作つたり、そこで生えたものが汚染される可能性もあるという懸念があるので、そこら辺もしっかりと測るようお願いします。

【平野委員】

全般的な事項で少し補足しますけど、これ配慮書の段階でも方法書の段階でも申し上げた気がしますが、一宮城県民の感覚からすると、宮城県内で一番景観的にも素晴らしく、環境も豊かなところを、よりによつてなんで選ばれたんですかっていう思ひは強くあります。ほかにも、景観も環境もそうでもなく、風力発電施設にとっていい場所があるはずですよ。そういうのを度外視して、なぜわざわざ景観的にも環境的にも非常に豊かであり、宮城県民が良い場所だと強く認識している場所の周辺を選ばれたのかというところを適切に書いていただきたいですよ、先ほど申し上げましたように、評価書が良くなる悪くなるかは案外どうでも良くて、そういう中で、どれだけ、普通の風力発電施設の立地よりも、遠慮してという語弊がありますが、良い場所に建てるわけですから、通常以上のきちんとした配慮をいただき、特に配置計画がかなり支配的ですので、その上で行っていただきたいということですので、①への回答は、評価書でこうしますというよりは、配置を見直してより周辺環境、周辺景観に対して軽減措置がより高まりましたというかたちで回答いただいた方が嬉しい案件です。なので、よりによつて何故、薬菜山というのを、ぜひ事業者としても分かっていた上で事業を進めていただければと思います。

【永幡委員】

騒音の④なんですよけども、これが全然答えになっていなくて、風力アセスで採用されている予測方法だから、問題ないということにはならないと思うんですね。これ結果を見ると、漆沢集落の増分でぎりぎりの値ですよ。なので、この式自体の不確実性がどれくらいなのかというのを見積もつた時に、その分まで足した時に、オーバーしてしまう可能性があるわけじゃないですか。それは絶対ないと言い切れるのだったら、それは超えてないねと素直に言えますけども、これだけぎりぎりの話をしていて、そんな時に、もう世の中で使っている方法だから、その不確実性はない。だから、事後調査をしませんっていうのは、そんな恐ろしいことはちょっと、はいわかりましたとは言えないですよ。

【参考人】

一応何らかの確立されている予測モデルを使って、アセスの中では、予測評価をしていく形になるかと思うんですが、それにつきまして、やはり何においても不確実性ということはあるのかなと。騒音だけでなく大気でもありますし、バードストライクでもあると思います。ただそれに対する不確実性が例えば騒音でこの式を用いたときに、何デ

シベルだからというような具体的なものではなくて、数字につきまして、今の予測条件の設定の中で先ほどちょっと口頭の説明の中でご説明させていただきましたけれども、実際の風車の音響パワーレベルが最大の時のものを使ったりしております。それと、気象条件としても一番影響が大きくなる条件ということで、その状況がずっと24時間続くということは現実問題としてはないのですけれども、その状態、そういった予測条件を設定した中で、ある程度の不確実性というものを見込んでいくという考えでございます。そうした結果においても、国の指針値を満足しているというような状況なので、今回アセスの中では著しい環境影響はないというふうに評価をしている次第です。

【平野委員】

近接していて怖いのであれば、事後調査をされた方が良いのではないですか。そこで事後調査をしないと切り切る工学的な根拠を教えてください。

【参考人】

事後調査をした場合に、暗騒音になる環境の状況というものもこの予測をしている時と全く同じような状況になるというわけではございませんので、事後調査をやるかやらないかっていうことは今後国の御判断も含めて、必要があれば検討していくというかたちで考えていきたいと思っております。

【平野委員】

集落が近くで心配だとおっしゃってたではないですか。事後のチェックはされないんですか。それが理解できない。要は、国がどう言おうが、誰がどう言おうがではなくて、事業者として集落環境に大きな影響を与えていないことをしっかりと確認して、場合によっては、夜は回らないようにするとか対応取れますよね。そういう対応を取るために最低限必要なことは調査ではないですか。なぜ事後調査はなさらないんですか。

【参考人】

先ほど申しました予測におきましては、リスクを見て、式の話ではなくて、条件の設定は、我々にとっては悪い、予測値が大きくなるような条件で、予測はしていると。その上でということになります。基本的には事後調査をしなかった場合に、苦情が出たときに対応するという方針で代替案を。明らかに影響があるという場合は除きまして、苦情が出たものに対応するというので、しておりますが、その辺は、事後調査すべきか、苦情が出たときに対応すべきかというところもあるんですが、我々は苦情が出た時に、きちっと調査をして、原因を究明して、対応を取るというかたちで考えております。

【平野委員】

そういう対応は一般的なんですか。ほぼ大丈夫というケースなら良いんですけど、値がぎりぎりなんですよ。一応、なるべく悪くなる条件で計算してみても、環境基準的にはぎりぎりセーフ。そういう場合は、しっかりと事後調査を盛り込んでいくべきだと思うんですけども。事業主体として、この漆沢集落の皆さんの環境が、数値の上ではぎりぎりのところなので、悪い方でベースにしているといっても、ほかの不確実性はいくら

でもあるわけで、超える可能性はゼロではないわけですね。そうすると、やはり最初から事後調査を盛り込んでおくのが誠実な対応のような気がするんですけども。お金がかかる話ですので、行いたくないのは分らないですけども。集落近傍に風車を建てるというのは、そういうことなんではないですか。

【参考人】

一般的なところかということになりますと、一般的かどうかは我々が判断できないところですけども、基本的に事業者の姿勢としてそのように対応しているというところがございます。他社もそのように対応されているかと思いますが、どこでどの会社だと聞かれてしまいますと、そこは答えきれないところはございます。

【山本会長】

よろしいですか。

【平野委員】

よろしくはない。

【永幡委員】

よろしくはないけど、そういう態度でしか行っていないということは分かりました。

【山本会長】

環境基準を下回っているとおっしゃったのは、静穏な状況からの増分が例えば 5 d B 以下であるし、なおかつ環境基準を下回っているとそういう意味ですか。静穏状況のところから判定をする場合に、市街地とか、人が多く住んでいるところの環境基準あるいは道路が大きいところの環境基準を使って、これ以下だから良いと必ずしも言えないケースがあるようですけど、これについてはいかがですか。

【参考人】

平成 29 年に環境省の方で具体的に指針値の考え方について整理されました。それに当たって、ベース + 5 d B ということで、ベースの残留騒音という考え方ですけども、それについてもどういふものを残留騒音として設定しなさいと具体的に示されています。その中では、3 日間の騒音を調査して風車が実際に回る風速以上の、実際には今回の場合 3 m 以上でカットイン風速ですので、風速が 3m/s 以上の状況の時の、実際の環境の等価騒音から残留騒音を出しているというかたちで設定しております。それぞれの地点の残留騒音 + 5 d B ということが、環境省の定める指針値ということになっておりますので、その指針値と予測結果を照らし合わせて、整合が取れているかどうかという評価を行っております。

【山本会長】

例えば、ここに書かれている環境基準値以下というのは、そういう意味ですか。指針値ですね。④の話です。

【参考人】

④は指針値との比較です。

【山本会長】

はい、分かりました。今の議論は、安全係数というものの考え方をどう捉えるかというのが、委員の方と事業者の方とで若干違うのではないかという意見だったかと思えます。また後で答申を考えます時に、その辺は反映させていただきたいと思えます。

【太田委員】

動物のところで、前回質問した内容で、回答のところでは評価書に記載しますという話しかないのですが、もちろん、今からこの6月の準備書をもう1回作れとか要求するということはないのですが、今回これだけ時間があつたので、どうかたちで修正するのとかというぐらゐの回答はあつても良かったのかなと思えます。ただ修正します、だとその場でも言える答えなので、もうちょっと踏み込んだ、細かい文言の修正とかの検討まではいらなくても、内容的にこういうふうになりたいと考えているとか、もし今聞けるのだったら聞きたいなと思えます。ついでにですが、前回私も気がつかないかたつたのですが、ヒメボタルも含めてホタル類について、灯火に誘引されるってことだけ書いてあるのですが、ホタル類の場合、単純に誘引されるというよりは、明かりがあることによって繁殖そのものが阻害される可能性がありますので、その点に関しても記載して、影響評価という面では考慮すべきではないかなと思えます。

【参考人】

まずヒメボタルにつきましては、準備書の中で、区域の外での確認というふうに書いておりますけれども、やはり区域の中でも同じような生息環境が存在しているようなところであれば、もしかしたらヒメボタル自体の生息の可能性があるということが考えられますので、生息している環境と同様の環境が今回の事業で改変されるのかどうかという観点から、予測評価を行っていききたいと考えております。

あと、照明の誘因につきましても、準備書の方にも書いてありますけれども、実際には必要最低限な、法律上で決められているような照明以外は実際には使えないということで、なるべくそういった影響もないようなかたちで対応していききたいと考えております。

【平野委員】

すいません、くどいようですけれども、評価書を良くすることが目的ではなくて、影響を軽減することが目的ですので、ホタルが光に弱いのであれば、光に関してはこういう措置をとってホタル対策もしながら工事をするとか、オペレーション始まったときも、対空照明以外使わないんですかね、なので関係ないと。なので、工事の時の照明等々をホタルに配慮して行いますと、その軽減策の方で充実させる。まず、大事なものは評価書ではなく、軽減策です。軽減策を取っていただいて、軽減策を取った上で、評価書で適切にそれを報告するというかたちにさせていただきたいんですよ。そこはぜひひっくり返

さないでください。環境アセスメントの業務を受託してる立場からすると、アセスメントさえすれば良いんですけど、全体の目的はそこありませんので、良い評価書ではなくて、徹底的な軽減策を、有効な範囲でちゃんとやっていくっていうことを意識してください。くどいようですが、よろしくお願いします。

【太田委員】

はい。平野委員におっしゃっていただきましたが、それで、それとも関係しているんですけども、⑫で質問している小動物の轢死の話なんですけど、もう準備書なので、調査は終わった後の話で、そこで指摘した内容なんですよ。なので、場合によっては、追加調査をしますとか、そういう対応が、回答として出てくることを期待して言っている部分もあるわけです。単純に評価書の段階で書き換えるだけでは済まないようなこともここには含まれていて、先ほどの周りにホテルがいるんだったら、この中にヒメボタルがいるのではないですかという指摘も、ではもう1回調査してみますとか、そういう回答があっても良いはずですし、轢死の話についてのまず増えたかどうかというのが一つ環境影響としては問題になる。もともとあった分についてはしょうがないけども。さっきの騒音の話も増分が問題になってくるようなので。そうすると今まで轢死について考えてなかったら、例えばそこを指摘されたら、基礎データがないのであれば何かやらないといけないと思いますけど、そういう点について、何か回答ありませんか。

【参考人】

生物の調査は、準備書に書いているようなことを調査している中で、轢死は確か区域外で1個体確認されたというのが、結果的にはあって、それ以外の区域の中でも調査はしたけれども、轢死は確認されなかったというのが、調査結果の実態となっております。ただ、それは、じゃあ絶対に区域の中では、轢死は発生しないのかというような証拠にはなりませんので、そういった轢死体が確認されたということを踏まえて、今後環境保全措置として、実際に工事用車両を運転する人に対してちゃんとその意識付けを徹底していくとか、環境保全措置の方にフィードバックをして、この事業を進めていくというのが、このアセスの中の正しい流れと考えておりますので、そのようなかたちで対応していきたいと思います。

【太田委員】

なかなか難しいところですね、単純に納得はできないんですけど、轢死の方だけ話をしますと、ここに書いたような十分留意するということだけでは、現実問題として避けきれなくて、もし、個体の密度とかそういう点で轢死が発生するような条件が整うと絶対轢いてしまう状況が生じてしまうと思うんですけど、運転者が避けられるサイズの動物は、例えばタヌキくらいなら避けられるんですけど、カエルレベルだと普通の走行速度で走っていた時に、気がついたとしても避けきれないです。だから、現実には轢死が発生すると思うんですよ。さっきもちょっと言いましたけどもどのくらい影響が出たかということが、環境影響としての問題になってくるので。ぜひそのところを、これは実効的な対策は無理なので、どのくらい影響が出たかということをぜひ気にしていただきたいなと思います。

【伊藤委員】

⑱のところでも前回私が質問させていただいたのは、過去10年間の中での最大値を使っていたので、そもそもこの時間雨量というのをどういうふうにか考えるのかということ、その中で10年確率雨量というのが出てきて、ただし、ここの加美雨量計はデータが少ないので、それで、このようなかたちで捉えたという理解をしていましたが、事業者の回答にもありましたけれども、昨今、10年確率雨量というかたちでちゃんと出せるかどうかはともかくとしても、強い雨が多くなってきているので、そこをどういうふうにか事業者の方で、データを整理して、数値を上の方に持っていくというのは難しいと思うんですけども、できるだけその値を大きくして、計算していただけたらということで、ここで、改めてお願いしてたんですけども。私もそれを具体的にどの値を使ってどうすればいいのかというところまでは分からないんですが、そもそもデータが少なく、近隣のデータもなかなか使いにくい状態での、こういったデータの処理の仕方をされたと思うんですけども、その中で、より大きな値をまず取っていくという姿勢を見せていただきたいなと思っております。あとですね、前回ちょっと質問しなかったんですけども、準備書の438ページで、表10.1.2-10がありますが、この中の、沈砂池出口から水域までの距離というのはどのように測っているというか、その水域というのはそれぞれ沢とかダムとかかなり長く取っていらっしゃるんですよね。ここで特に何番と指摘することはしませんけれども、いわゆる北東部に位置している沈砂池の場合には、そうでないところと比べても、溢れた時にリスクが高いわけですね。ちょっとそういったこともその沈砂池の位置ですね。そういったところをちょっと意識して、こういったデータの中で、では土砂の到達距離がこの中に入っているから大丈夫というふうにか考えるのがあると思うんですけども、もちろん、少し数値とか時間雨量とか変えていくと変わっていくかもしれませんが、特にあの場所の違いがあって、そういったところは少し考慮して、より安全な方向に、濁水が流出しないかたちで措置するというのをさせていただければと思います。こういうふうにか言っているのは、この風車の場所を決めていく段階のところ、水質とか土壌とかの流出といったところで、そういうところでも風車の位置というのを考えてくださいというのは、この場でもお話をしていたので、その最終的なところで、あんまりちゃんと考えてなかったということになるともったいないなと思うので、しつこくお話しているのでもぜひご検討よろしくお願ひいたします。

【山本会長】

温室効果ガスのところなんですけれども、記載されておりますと書いてあるのでは不十分だったのでコメントを差上げたわけですね。ですから回答していただいたのでは、あとは些少だから、ほかの粉じんとか大気質と同様に温室効果ガスもあんまり影響はないだろうと。たぶんそういうことでこの御回答を下されたのだと思いますが、基本的にここに書いてあるライフサイクルの考えで、もうこの段階になってきて次の評価書のところに行きますと、もうかなり細部は詰められるはずですね。どの道路を使ってどれぐらい道路の新設と拡幅をしないでいけるかも含めて、そっちの方がかなり大きな温室効果ガス排出量になるかと思ひます。それからどれぐらいの車を動かしていくかということも、大まかな予測はついているわけですから、それは、きちんと、これは机上の

計算ではありますけれども、計算をしようと思ったら、できるような環境になっているはずですので、ぜひそれを行って、例えば廃棄なんか先になってどうなるか分かりませんというお答えが出るかもしれませんが、現状で例えばこれだけの規模のものを撤去するとしたらどれくらいの排出量になるか、これもまた、きちんと考えられるようになっているはずですので、その辺を考慮していただきたい。同時にもしそれが今回上手くいかないというのだったら、事後調査として実質的にどういうふうになったかというのを、工事が終わった段階では廃棄のところまでは当然出ませんが、その時点で実質的に動いていたもの、あるいは実際の工事というものはもう確定した状態ですので、それで規模がわかるかなと思います。これだけ山の方にまで持って行くということになりますと、本体そのものを建設するというよりも、それに付随した工事による温室効果ガスの排出の方が大きいということが、現在言われておりますので、その辺を勘案していただければと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

【参考人】

説明に語弊があったら恐縮なんですけれども、今回、法律に基づくアセスというような背景があるので、この後の評価書の中でどの程度まで、環境影響評価項目ではないので、どの程度のかたちで記載していくことができるのかということは経産省と改めて御相談をさせていただきたいというのが1点です。あとは、評価書の中で対応できるのか、もしくは事業者の中の取組の中で整理させていただくのかということを含めて、今後、国とご相談させていただければと考えております。

【山本会長】

私どもがここで言っているのは、国とか、法律でこうなってるからではなくて。ただもう一つ、そのおっしゃっているのは、(経済産業省の)風力関係のガイドラインのところですよ。環境アセス法そのものの中ではこれはちゃんと項目として取り上げられているはずですよ。意味わかりますか。経産省と環境省とでは出している、内容が違うというのは御存知ですよ。そういう意味で、行っていただきたい。それでなおかつ経産省でも、かつてはそうでもなかったですけども、(近年)ベストアベイラブルという考え方もあって、できるところはやっってくださいねという方針を(文書で)出しているらしいので、そういう観点に立って、この事業についての姿勢を持っていただきたいと、お願いしたいと思います。

【石井委員】

先ほど発言したことに関連するんですけども。最近、ドローンで紅葉を見たり、水平で見るのと真上で見るのとで、全然景色が違うので。先週、私が薬菜山の近くに行ってドローンで見たら、木々が上から見るとモコモコして結構綺麗なですよ。下から山を見る景色と、ドローンはそんなに高くないので、そうやって見るレジャーみたいなものが、ここは観光地なので、結構来ると思うのですよ。そうすると、ドローンは半径2kmくらいの距離なので、高いドローンならもっと飛びますけども、安くて数万円で買えるものはだいたい2kmくらい見えるんですよ。100mから200mくらい上がって。だから、そういうようなことが将来どんどん来ると思うので、特に観光地はね。何もないと

ころだったらそんなことはないけど、ここはそういう場所ですから。だから、上から見た時に、そんなにおかしくない配置とか、そういう工夫をした方が、後であんなものを作ってと言われないように、もっと言えば風車が回っているのを見た時に面白いなと思われるような感じのものを、どうせ作るならば上からも横からも見えても良いようなものを、この薬菜山はものすごい数（観光客が）来ているんですよ。先日行った際もものすごく賑わってました。だから、そういうところに作るわけですから、そういうケアも盛り込んで行ってもらいたいなと思います。一県民としても。

【山本会長】

参考人の方からなにかおっしゃることはございますか。

【参考人】

特にございません。

【山本会長】

それでは、この審議に関しましてはここで終わらせていただきます。参考人の方、どうもありがとうございました。

〈参考人 退室〉

【山本会長】

次に答申案の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

資料 1-4-1, 1-4-2 について説明。

【山本会長】

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、委員から御意見ありましたらお願いします。

【永幡委員】

個別事項の騒音のハのところですけども、「漆沢の予測値が指針値ぎりぎりであるにも関わらず」くらい一言何かつけていただけるとさらに嬉しいなと思います。

【平野委員】

いや、もう「事後調査すること。」にしませんか。

【永幡委員】

そこまで言っていていいですかね。良いんだったら、その方が。

【山本会長】

それでは、文言としては、漆沢地域の。

【永幡委員】

はい。漆沢地域だけでいいと思ってるんで、僕自身。場所をはっきりさせて、「漆沢地域の騒音の予測値が、指針値ぎりぎりであるため、事後調査を行い、指針が守られていることを確認すること。」もし、「行うこと。」と書くことができるのなら、そこまで書ければ一番良いです。

【山本会長】

分かりました。後でまた詰めますが、「漆沢地域の騒音の予測値が、指針値ぎりぎりであるため、騒音の事後調査を実施すること。」でいいですか。

【平野委員】

「実施し、影響がないことを確認すること。」でも良いですし。

【山本会長】

分かりました。では、そのようにいたします。

【平野委員】

それから、先ほどの軽減措置の件ですけども、白石の風力発電でも同じような言い方したと思うのですが、「特に白石城天守閣の眺望に関しては、回避を前提に検討すること。」の類いを、これは全般的事項でここまで言っていたいてますので、「環境影響の一層の回避低減に努めること。なお、薬菜ガーデンからの眺望に関しては、回避を前提にした軽減策を図ること。」としてはどうでしょうか。

【山本会長】

これは、全般的事項で。

【平野委員】

これは、全般に入れてしまって良いと思います。景観に入れても良いですけど。ただ、説明文がこれだけ全般的事項にありますので。

【山本会長】

景観に関しては、回避を。

【平野委員】

確か、白石のものもそうした気がするの。「回避を前提に低減策を取ること」と。

【石井委員】

先週の金曜日に、ドローン飛ばして見たんですけど、あそこに多くできるとすごい違和感があると思います。

【平野委員】

確かにこれからの時代、ドローン飛ばしたりして風景全体を楽しんだりする時代なので、非常に気がかりですね。それを阻止するには、もう止めていただくしかないのです。

【山本会長】

太田委員は途中退室されたけど、ヒメボタル以外のホテルに関しての記述。照明による誘因性が繁殖を阻害するという点に関しては、何らかのかたちで入れた方が良いと思うのですが。この件に関しては太田委員に個別に確認をした上で、文言を修正させていただきます。そのような対応でよろしいでしょうか。

〈一同承認〉

【山本会長】

はい。ありがとうございます。

【平野委員】

ぜひ「評価書をこうしなさい」よりも低減策を取ることの方を大事にしたい。特にこの案件は。

【山本会長】

評価書になりましたら、もう最後ですので、何とも手の打ちようもない。逆に、事業者の方の姿勢が問われることになるかと思いますので、答申としてはやはり行っていただきたいことを答申にするということで。

【平野委員】

評価書ですので、評価結果を見る限り、景観はやはり影響があると判断したということです。なので、悪あがきかもしれませんが、1本だけは軽減策を取ってくださいと申し上げておきます。行うかどうかは、事業者の任意です。残念ながらアセスメントの限界ですので。

【由井委員】

2イの動物のところですけども、イはクマタカのことを書いてありまして、クマタカについてもう一つ先ほど途中で事業者に説明しましたけど、やや衝突予測数が0.04羽/年になって高いので、こういうふうに入れて欲しいんですけど。2イの4行目のその次ですね、引き続きクマタカのこととして、「またクマタカの衝突予測数がやや高いことから、さらなる保全対策を計画すること。」あるいは、「評価書で計画すること。」というのをまず入れていただいて、それから、ここにもう一つコウモリも入れて欲しいんですけども、念押しですけどね。

【山本会長】

それは、イではなくてロにするわけですか。

【由井委員】

動物ロですかね。「コウモリ類の事後調査で、バットストライクが多い場合は、フェザリング、カットイン風速の変更のほか、超音波発信装置を含む、衝突防止対策も検討すること」。つまり、フェザリングとかカットイン風速の変更とかは何となく向こうも行うというふうにあちこちに書いたり、先ほどの回答にもありましたので、それ以外に、もう市販されている超音波発信機で、5割は衝突が防げるっていう報告もありますし、それから、さらに今一つ私がネタを持っているものもありますので、そういうことはぜひ行うようにしないと、いつまで経ってもコウモリは事後対策でしか行われれないというのでは駄目なので、歯止めをかけておくということですね。必ず行いなさいよと。それから、生態系の方の、イのカケスは計算していただいて0.04羽/年以下ですね。全部でその程度ですので、カケスは何百万羽といいますので、これはもう了解ということで、これはなしで。落としてください。以上です。

【石井委員】

放射線のところですけど、「及び土壌の放射性物質濃度を測定すること」と書いてあるので、土壌の前に、「表面2cm以内の土壌の放射性物質濃度を測定すること」と。2cm以内の根拠は、本当は1cmくらいが良いんですけど、1cmを採るのは結構大変なんですよ。2cmだとなんとか採れるというのは、我々経験あるので。そうしないと2011年に、環境省はどうやったかという、(表面から)5cmとか10cm採って、そしてかき混ぜて、これくらい出たと。それは希釈されたデータを見せて、実は表面はとても高いんですよ。そういうのは真実ではないので、2cmくらいが良いかなと思います。

【平野委員】

石井委員に質問ですけど、これは工事着手前に調査するんですよ。

【石井委員】

そうですね。行ってしまってからでは遅いので。

【平野委員】

事前に調査して、アフターもちゃんと見た方が良いでしょう。

【石井委員】

そうですね。

【平野委員】

それを明確に書いておいた方が良いでしょう。これは、いつ調査するかははっきり書いていないので。

【石井委員】

事業の前後で行うように書いた方が良いでしょうね。

【平野委員】

事後のところは、その山から水が集まった沢かなんかで測らせる必要がないですか。要は、改変したその場で測ったとしてもほぼ出ないのは当たり前なので。そこで測らせるといよりは、工事してしまったせいで、その土が集まりそうな沢みたいところで測らせる方が良いでしょうね。

【石井委員】

そうですね。結構大変ですけども。今、我々、先週の金曜日に行って、人が行ける沢と行けない沢があるんですよ。それで現場に行って、自分たちが調査できる沢がどれだけあるか見に行ったら、山の景色がなかなか良かったねと思ったんですね。ドローンはそんなに高くないから、平地は色々規制されてできないけど、山は特にないから、皆飛ばすんじゃないかなと思います。

【山本会長】

それでは、放射線の量に関しまして、「放射線の量について、事業の開始の前に、事業区域内の空間放射線量及び表面 2cm 以内の土壌の放射性物質濃度を測定すること。或いは、事後報告として上記に加え、何と入れますか。要するに、事業区域より外に行くわけですよ。だからそれに関してはどのような文言でカバーすればよろしいでしょうか。

【石井委員】

「事業の前後で、空間線量と表面 2cm 以内の土壌の放射性物質濃度を測ること。」これがまず 1 つ。今度は、「事業後、ホットスポットの有無を確認すること」が、先ほど言ったように川がどうなっているか、それをちゃんと監視してねというようなことで、ホットスポットの有無を確認すること。要するに、事業を行ったことで、土砂が集まって溪流に流れてどっかに高い場所を作ったりする場合があるので。

【山本会長】

そうしますと、これは「事業の前後に測定すること。さらに、事後報告書に。

【石井委員】

ただ、ホットスポットの有無を確認すること。今はもう 8 年間も経ってるので、みな流れてしまっている。

【山本会長】

事業によるホットスポットの形成の有無を確認すること。

【石井委員】

そうですね。

【山本会長】

これ、ただ、事業区域内に収まるとかってしまう可能性もありますけど。

【石井委員】

事業区域内で良いと思います。結構大きいでしょ、この事業区域。

【平野委員】

尾根筋なので、沢に。

【石井委員】

そこまで流れてしまうと、拡散しちゃって。オーケーなんですよ。要は工事を行って数百 m 以内にできるんです。だから、工事区域内には入っていると。

【山本会長】

では、今委員がおっしゃった御指摘に沿った文言を作ってみて、微調整につきまして、委員の方々からの御意見をいただいて決めたいと思います。この件に関しましては、これでよろしいでしょうか。それでは、答申に関しましては、いつものように事務局と私が整えまして、各委員に確認を求め、作成したいと思います。

それでは続きまして、報告事項「環境影響評価条例等の改正について」に入りたいと思います。事務局からの説明、よろしく願いいたします。

【事務局（渡邊技術主査）】

本件につきましては、前回10月9日（水）の環境影響評価技術審査会において委員の皆様にご報告させていただいたところです。前回のご報告の後、手続きを進める上で変更点が生じたので、あらためてご説明させていただきます。

資料2の対象事業の一覧表をご覧ください。左が法対象事業、右が条例対象事業です。前回審査会で御説明した際は、「4 発電所」と「10 工場・事業場用地造成事業」を併せて適用する方針としておりましたが、法令担当部局との調整の結果、複数の事業に重複する規定とはしないこととし、「発電所」に区分される「太陽電池発電所」の中で、前回ご説明した出力、面積等の対象規模を規定する方針となりました。出力や面積の規模の考え方そのものについては、前回説明時と変更はありません。

本改正案の内容につきましては、今月23日に開催された宮城県環境審議会に諮問し、原案通りで異議なしとして、即日答申をいただきました。

なお、環境審議会においては、今回の改正方針に対しては、異議なしとされたところですが、対象規模をぎりぎり下回るアセス逃れとも考えられる事業計画やそういった規模未満の太陽電池発電所が複数設置されることの累積的影響の他、事業の継続性の担保、事業終了後の廃棄物への対応、FIT 制度の動向など、前回のアセス審査会において、皆様からいただきました御意見を含む、太陽電池発電事業の環境に与える影響について、多様な御意見をいただきました。今後の当県における環境影響評価制度における対象事業のあり方については、国の動向を確認するとともに、委員の皆様から頂戴した御意見

を参考にさせていただき、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

また、前回と繰り返しになりますが、アセス審査会委員の皆様には、今後、太陽電池発電事業に係る技術指針の作成に向けた御審議をお願いすることとなります。技術指針の御審議をいただくのは、早くても来年以降と考えております。技術指針に係る審議に当たりましては、御協力いただきますようお願いいたします。

事務局からの報告につきましては、以上となります。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。事務局からのご報告のように、環境審議会では、即日、原案通りの答申が行われました。この技術審査会では、前回も多様な意見が出ましたが、これは。

【平野委員】

例えば、エネルギー担当課が出している風力の「導入可能性エリア」でしたか。

【事務局（渡邊技術主査）】

はい。

【平野委員】

あれが必ずしも、景観が入ってないとか、それから今、宮城県は景観計画を作成途上だと思いますけれども、横断的に、僕は決して再生可能エネルギーの推進を阻害したいと思っていないわけではなくて、ちゃんと両立させる必要があると思っているので、やはり県としてこういうところには太陽光や風力はお勧めするけど、こういうところはぜひ回避して欲しいというような、分野横断型のちゃんとした指針だとか、本来的なルールとか、条例で風力発電を禁止できるかどうかわかりませんが、景観計画では厳しい。ただ、景観から縛りきってしまうのは、言い張ればできますけど、法の趣旨からすると景観法だと、機能、用途は縛れません。ただ、外観は縛れるので、太陽光発電を特徴ある外観と捉えて、こういうガラガラしたものは景観上まずいから作ってはダメと言って、事実上機能制限することは可能だと思いますが、法律上は、ただ運用上大問題になりそうな気がするので、これ見てくれではなくて、事実上の機能制限だと言って、裁判を起こされる可能性もなくはないですが、いずれにせよ、宮城県としてどういう形で、既存の環境や景観等を調和させながら、再生可能エネルギーを推進していくのかと。やはりちょっと部局横断的な会合を持っていただいて、統一方針をきちんと出して、部局によって言うことが違うっていうことは、そろそろ止めないと、円滑な再生可能エネルギーの導入が進まないと思いますので。そこはぜひ御検討いただければと思います。

【山本会長】

前回までの議論も踏まえまして、時間がないので、規模の方で網をかけるしかないというご回答も前回、事務局からございましたので、なるべく早くにその御検討を進めていただいて。今平野先生がおっしゃったような、横断的な他部局との調整も含めまして、

できるだけ早くに、次の、より良いアセスのための条例改正の道を進んでいただければというふうに思います。

【平野委員】

風力発電も影響が大きいケース、大きくないケースがあって、これは景観の話ですけども、一概に規模ではないんです。立地とか設置状況とかにもものすごく依存しております。真っ平らなところにドバッとソーラーパネルがあるのはそんなに違和感のある景観ではないんですが、規模が小さくても、斜面にのたうち回るようにあるともものすごく違和感がある景色を作るので、やっぱり規模ではなくて、周辺状況に応じたガイドラインなり何なりで、やっぱりその斜面にあるようなケースは注意深く、アセス等々で引っかけて、議論させてもらえれば一番いいやり方なのか、その辺は良く分かりませんが。一概に規模で行ってしまうと、景観的にもずっと田んぼで使ってたところ、問題ないような、全く問題ないわけではないんですけど、日陰ばかりになりますので。要は、大規模であるから行わなければいけないということではないと思います。その辺は規模感よりも、影響の大きさを拾い上げて、禁止するなりアセスを課するなりを考えていくことが条例アセスのあり方かなと思います。法アセスではそこまできめ細やかにできないと思いますので。ぜひお考えいただければと思います。

【山本（和）委員】

条例の精神として、前文の方に記すようなことを考えていただけるといいのではないかと思います。国土利用計画の方でも問題になってましたけれども、未利用地等々が相当余っている中で、森林を伐開して、ソーラーパネルを建てる必要がないといえますか。それはもう経済理論でしか動いてないことであって、決して将来性を見越したやり方ではないので、その辺の未利用地等々の利用を促進するべきなどの文言を、前文に加えてはいかがかなというふうに考えます。

【石井委員】

未利用地というのは、そもそも使い勝手が悪いから未利用地なんで。

【山本（和）委員】

耕作放棄地とか、ゴルフ場を使わなくなってしまったとか、そういうところは太陽光が十分行えると思いますし、メンテナンスのことを考えると、建物とセットで、今後は考えて、建物のメンテナンスと一緒にソーラーパネルのメンテナンスをするような、そもそも地面に建てるということは、だんだん撤回していった方が良くかと。

【石井委員】

太陽光も風力発電もどこでも作れるわけではないですよ。要するに、電力会社の鉄塔とかの近くに作らないと、何にもないところに作っても、発電した電気をどうするのという話になってしまう。だから必ず鉄塔とかそういうところに、薬菜山の近くにも鉄塔が通っている。だから、作った電気をちゃんと売れる環境のところに作るの、未利用地でもそういうところは、おそらくもうすでにソーラーパネルか何かはあると思

うんですね。だから、完全な未利用地というのは、使いようのない土地なんです。今、アセスを行っているものも皆、鉄塔の近くなんです。そこをお金をかけてでも平地にして建てても儲かるのは、ちゃんと売れるからなんです。だから、未利用地というのはそんなに単純な話ではないと思います。

【山本会長】

新たに系統連系とか鉄塔を建てることに関しては、再生エネルギーの推進のために、国も、電力会社も含めて、どこに建てた方が良いかみたいなことも検討しようかという動きも出ている。今までは既存のものをどうやって利用するかだったのが、そうではなくて全体的に見てどのようにその利用を活性化させていくかという、すごく大事な観点が出てきている。また、このアセスそのものが、再生可能エネルギー事業の推進を阻害するものではなくて、中長期的に共存共栄といいますか、皆さんの生活環境の保全と（再生可能）エネルギーの推進とをいかにやっていくかですから。

【石井委員】

太陽光でも風力でも多く行ってきて、だんだん問題点が出てきたんです。特に太陽光パネルは、問題として、最後どうするかという原子力と同じなんです。風力発電もクルクル回っていて、永久に回っているわけではなくて、これもどうするのかという、そういうのを全部ひっくるめた評価がまだされてない。ここはやはり、今ある発電システムをしっかりと動かすということと、もっと重要なことは北海道でも、電気が止まったせいで大被害が起こったわけですね。それは単純に電気を輸送するシステムが、ブラックアウトが起こってしまって、電気をどう作るかということ以前の問題が、日本では起こっている。いろんな問題があって、そこら辺を考えると、やたらと作りたい作りたいと言って、作っていくけども、実際それが曇ったり雨が降ったりしたらストップしてしまって、電気をどこから持ってくるかという問題があって、そこら辺をちゃんと行ってもらいたいなと思います。台風が来る度に膨大な停電が起こっては大変ですよ。太陽光も風力も何の役にも立たないので、全部止まってしまいますからね。

【山本会長】

どこかが止まった時にローカルに電力を配電するといいますか、そういうシステムを考えないといけないとか。とにかくここ 10 年くらいの中に、10 年前とは全く違うような状況の変化が、この再生エネルギーの利用にしましてもあって、常に日進月歩で見直し見直しという流れがあるかなと思います。そのことも考えながら、アセスは少し時間はかかりますけれども事業者の方も、あまり硬直しないで考えてくださいというふうにお願いしながら進めていかなくてはいけないかなというふうに思います。

【石井委員】

今度の台風 19 号は（影響の範囲が）2,000 km なんです。その 2,000 km の間は風力も太陽光パネルもストップですよ。通常は 700 km くらいで、首都圏くらいで済んでいたんですけど、長野県から宮城県まで全部ひっくるめてストップですから。だから、やはり

そっちの方を考えないといけないなと思います。ちょっと話がずれましたけど、環境アセスは、かなりグローバルなことを考えなくてはいけないのかなという気がします。

【山本会長】

はい。そういう意味で、環境アセスは他の審議会と違いまして、かなり先の未来まで見通して、それから横幅といいますか、知見もかなりグローバルな知見を駆使して、それで皆さんにある意味では注意喚起をしていくというか、そういう役割もあるかなと思います。では、この辺りでこの報告に関するご質問などを終わりたいと思います。

それでは最後にその他でございます。事務局からなにかありましたらお願いいたします。

【事務局（鈴木主任主査）】

それでは事務局から連絡をさせていただきます。

本日ご審議いただきました（仮称）宮城加美発電事業環境影響評価準備書につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局と山本会長とで調整しましたものを、委員の皆様にお送りしますので、内容のご確認をお願いいたします。その後、審査会からの答申と加美町長からの意見を参考としまして、経済産業大臣宛て知事意見を提出する運びとなっております。次回の審査会につきましては、11月25日(月)に開催させていただくこととしておりまして、別途文書によりご案内いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

【山本会長】

ただいまの事務局からの連絡についてなにかご質問ございますか。私から一つだけ。加美町長からの意見はいつ頃、予定されてますか。

【事務局（渡邊技術主査）】

再来週あたりになるかと思えます。ちょっとまだ具体的にいつという連絡を受けていないんですけども。

【山本会長】

11月半ばぐらい。

【事務局（渡邊技術主査）】

そうですね。

【山本会長】

前の時もありましたけれども、やはり市町村長のご意見も聞いた上で、もう一度答申をきちんと見たいと考えていらっしゃる委員の方のご意見が多かったので、それを行って間に合うものかどうか。

【事務局（渡邊技術主査）】

今回は知事意見形成までやや時間もありますので間に合うと思います。届き次第共有させていただきます。

【山本会長】

では、その辺を目処に、11月の半ば以降にまとめたかたちで、答申案を送付させていただきます。それでは、これで本日の議事の一切を終了させていただきます。以上をもって議長としての役目を終わらせていただきます。

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

委員の皆様お疲れ様でございました。以上で環境影響評価技術審査会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。